

3. 事故防止のための指導事項等

○ 事故防止の方法や事故防止の観点について、各都道府県・指定都市・中核市あてに指導の徹底をお願いしている。

(1) 保育所及び認可外保育施設【平成25年1月18日付事務連絡】

(別紙2)

事務連絡
平成25年1月18日

各 都道府県
指定都市
中核市 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）により、事故防止の徹底をしていただいているところですが、平成24年に報告のあった「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は145件（うち死亡事例18件）ありました。（参考：平成25年1月18日発表「保育施設における事故報告集計」）

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生することのなきよう、別紙1を参考に一層の指導の徹底をお願いいたします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースを整備しています。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用ください。

<http://jpnpsport.go.jp/anzen/>（4月以降：<http://www.jpnpsport.go.jp/anzen/>）

なお、保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、報告をお願いしているところですが、

今般、提出された報告様式の記載漏れや添付書類の不備が見受けられるため、報告様式作成時の留意事項を別紙2のとおりまとめましたので、ご留意のうえ、報告をお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係
TEL：03-5253-1111（内線7947）

別紙1

保育所等における事故防止のための指導事項について

1. 基本原理

子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

2. 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化すること。

【日常の安全管理】

- 乳幼児の発達の特性や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。
- 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意をすること。入所（利用）に際して、子どもの生活リズム・特性・健康状態などを保護者と話し合い、子どもの状態を把握すること。

【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- 子どもの思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）、過去に発生した事故を記録し、事故を誘発する原因の一つひとつ明確に洗い出し分析することで、事故予防対策に活用すること。また、こうした事例を職員間で共有し、職員の安全意識を高めること。
- 地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ること。
- 市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施すること。なお、避難訓練は消防署をはじめ、近隣の地域住民や家庭との連携のもとに行うこと。

3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

- ① 子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする。（①）
- ② 保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする。（②）
- ③ 子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする。（③）

①

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 0 歳 か ら 1 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時の窒息(布団がかかる。よだれかけ等のひもが絡まる等) ・吐乳による窒息 ・小さなものや異物の誤飲 ・ベッドや椅子等からの転倒転落 ・ドアなどに手をはさむ ・少量の水で溺れる。 ・低温火傷や脱水症 (・乳幼児突然死症候群SIDS)等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具とその周辺の点検 ・玩具・用具の点検(大きさ、素材、破損状態、清潔・安定感等) ・転んだときに二次的なケガにならない環境設定 ・水まわりの点検 等	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子どもを確認 ・睡眠時の観察・点検 ・仰向けに寝かせる ・すぐに支えられる位置にいる。 ・子どもや保育士の足下に十分気をつける ・洗面器、たらい、流し等の水のためない等の配慮 ・ミルクや沐浴の湯等の温度調節と確認 等

②

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保 育 室	<ul style="list-style-type: none"> ・地震などによる家具等の転倒 ・机や棚の角に頭や体をぶつける ・引き出しやドアに手をはさむ ・誤飲による窒息 ・破損した玩具によるケガ ・子ども同士がぶつかる ・ガラスによるケガ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止装置 ・必要に応じて、ガード等による工夫 ・誤飲しやすいものがないかの点検 ・子どもの視線・動線を考慮した環境設定 ・シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるよう工夫 等	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の安全点検と環境整備 ・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握 ・遊具や用具の取り扱い方を繰り返して子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等) 等
例 園 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具からの転倒・転落 ・子ども同士の接触や衝突 ・段差や障害物につまずいての転倒 ・蜂や毛虫による被害 ・水たまりや洗い桶などでの窒息 ・プール遊びでの事故 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具とその周辺の点検 ・遊ぶ際の服装確認 ・遊びや活動の仕切りやスペースの確保 ・虫などの被害防止 ・水まわりの点検 ・プールの安全管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする ・遊具に引っかかりやすい形状の服装(フード、マフラーなど)は避ける ・季節に応じた対策を講じる ・子どもの人数確認を行う ・水遊びの手順と役割分担を徹底する。 等

③

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散 歩	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・路上での転倒 ・公園の遊具などでの転倒・転落 ・動植物によるケガや被害(蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等) ・日射病・熱射病 ・空き缶や落ちていた物を拾って口にする 等	<ul style="list-style-type: none"> ・引率者、人数などの十分な体制 ・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握 ・動植物に関する知識や対処の仕方の把握 ・帽子をかぶる ・救急用品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認・安全確認 ・保育士等の位置や子どもへの注意の促し ・交通ルールを伝える ・遊ぶ場所や遊具の安全確認 ・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。 ・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。 等
例 給 食	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息 ・食事の内容が子どもの発達に合っていないことによる窒息 ・誤飲・誤食(アレルギー児等) ・フォークや箸などによる事故 ・椅子からの転倒 ・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する 等	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に合った食事内容(大きさ・固さ) ・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー ・配膳環境も含めた食事環境の整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。 ・栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか(子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等)確認する。 ・アレルギー対応の把握 ・配置、動線への配慮 等

(2)放課後児童クラブ

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故防止等について(平成22年3月23日雇児育発0323第2号)】

(別紙2)

1 事故防止の観点

各児童クラブにおいて、以下の記入例を参考としながら、あらゆる事故を想定し、その事故防止の留意点について明らかにするなどして、児童クラブの安全と事故防止に努められたい。

- ①児童の活動場所による考えられる危険を回避するための事故予防の観点
(室内・校庭・体育館・近隣公園・廊下・児童利用している部屋や施設等)
- ②児童の活動内容・行事による考えられる危険を回避するための事故予防の観点
(キャンプ・遠足・親子野外教室等、児童クラブの年中行事に位置づけられているもの等)
- ③季節や時期により考えられる危険を回避するための事故予防の観点
(4月など新入生が多い時期や、夏場の熱中症・落雷・川遊び等を想定)

なお、各児童クラブにおけるこの表の作成については、各観点ごとに随時書き加えることができるように余白を設けておくことや、他の児童クラブと相互に情報共有などをして充実・徹底されることがより児童の事故防止につながるものと考えられる。

①児童の活動場所による考えられる危険を回避するための事故予防の観点

考えられる場	考えられる事故	環境整備留意事項	指導員等の配慮事項
例・児童クラブ室内	・追いかけてくなどによる児童同士の衝突、あるいはガラス戸などへの衝突	・児童クラブ室内での過ごし方についてのルールづくり。 ・児童の活動場所に隣接した場所にあるガラス戸等への日常の注意喚起。等	・クラブ室内を走り回ることの危険について、児童の安全指導を徹底しておく。 ・ガラス戸やガラスケース等、児童の衝突と危険が考えられる場合の措置を講じておく。等
例・児童クラブ室外(屋外)	・固定遊具(鉄棒・滑り台等)利用時の落下や衝突	・児童の利用する屋外固定遊具やその他の遊具について、不備や故障などがないか点検・確認をしておく。等	・固定遊具の正しい利用方法の指導を徹底する。等 ・各固定遊具による事故事例を示し、事故防止に留意させる。等

②児童の活動内容・行事による考えられる危険を回避するための事故予防の観点

考えられる場	考えられる事故	環境整備留意事項	指導員等の配慮事項
例・プールや川での水遊び等	・転倒による事故や遊び環境に起因する足のけがや溺死	・児童の活動する場所について、事前に十分な現地調査等を実施し、予め予想される危険因子を排除しておく。等	・事前の現場調査から安全を指導する者の配置や役目について十分計画・準備をしておく。 ・児童の安全を管理する指導者を必ず配置する。 ・水泳の安全指導・安全管理等に基づく計画と指導。等

③季節や時期により考えられる危険を回避するための事故予防の観点

考えられる場	考えられる事故	環境整備留意事項	指導員等の配慮事項
例・夏場(概ね6月～9月)	・熱中症・脱水症	・最高気温が予想される時間帯の活動は避ける。 ・小まめな水分補給を徹底して指導する。 ・屋外活動の場合は、事前に児童の休憩場所を確保し、児童へも十分に指導をしておく。等	・児童は大人以上に体温調節の自己管理をすることが難しいことから、指導員は、事前に熱中症の予防と応急手当て等について知識理解を備えておくこと。等

2 事故防止関係の主な参照資料・通知

放課後児童クラブの運営における事故防止対策やマニュアルの作成に関しては、下記資料等を参考とされたい。

(事故防止マニュアル)

・児童館における安全対策ハンドブック ((財)児童健全育成推進財団)

・地域子ども教室推進事業「安全管理マニュアル」(平成16年5月文部科学省)

(関連通知)

・「児童の事故防止等について」(昭和47年7月11日雇児発第442号)

・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

(平成13年6月15日雇児総発第402号)

・「放課後児童クラブ(児童館)への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成17年12月14日雇児育発第1214001号)

・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」

(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)

・放課後児童健全育成事業における児童の安全確保の徹底について

(平成21年8月20日雇児育発0820第3号)

・こんにやく入りゼリー事故に関する注意情報について

(平成20年10月22日厚生労働省関係課連名事務連絡)

・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」

(平成21年9月1日消費者庁・厚生労働省連名事務連絡)

(3)ファミリー・サポート・センター事業

【ファミリー・サポート・センター事業における事故防止対策の徹底について(平成23年10月21日雇児職発1021第1号)】

事故防止のための留意事項について

ファミリー・サポート・センター事業においては、提供会員は、相互援助活動中の子どもの事故を防止するため、子どもの心身の状態を踏まえ、提供会員宅等の安全点検に取り組むことや子どもに対する屋外遊具の正しい利用方法の指導など十分な注意を払うことが求められる。このためファミリー・サポート・センター事業実施市町村（以下「市町村」という。）は、提供会員等に対し、事業や相互援助活動の内容及び事業の実施方法について十分な説明を行うとともに、過去の児童の事故防止対策に関する通知等も参照しつつ、相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の場や会報の配布等を通じ、提供会員等に必要な情報を提供すること。

また、市町村においては、以下の事項に留意するとともに、今回のファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況（平成18年4月1日～平成23年6月21日）を踏まえ、提供会員に対し別紙の事項を周知し、より一層の事故防止の徹底を図ること。

1 講習の充実

会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会において、別紙に掲げる事項も内容とする等その充実を図ること。

2 チェックリストの活用

子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにし、その点を中心に短時間に効果的な指導を行うため、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でとりまとめたリストを作成し、これを活用して事故防止に役立てること。

3 事故事例及びヒヤリ・ハット事例の検証

事故を未然に防ぐために、事故事例や実際に事故に至らなかったが活動の中で「ヒヤリ」や「ハット」した事例について提供会員から報告を求め、原因を検証し、「チェックリスト」のチェック項目に加えるなど事故防止対策に役立てること。

4 事故発生に備えた対応等

預かり中の子どもに予想される事故の防止に万全を尽くすことが一番であるが、万一事故が発生した場合の対処方法（応急措置を含む。）について、事前に十分な相談・計画・準備をしておくこと。また、事故が発生した場合には、円滑な解決に向け、会員間の連絡、調整を行うこと。

ファミリー・サポート・センター事業における 事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰る等、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子ども（6歳未満）を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかり締めること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りる等、遊具の誤った使用方法で事故が発生しているので、提供会員は預かり中の子どもに屋外遊具の正しい利用方法について守らせること。

また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートが整備されていることを十分確認すること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かないところに配置すること。